

西村ジョイ・マルナカ高瀬店 (No.985)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月22日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

|                 |   |
|-----------------|---|
| 届出者の氏名又は名称及び住所  | 名 称 ①西村ジョイ株式会社<br>②マックスバリュ西日本株式会社<br>③株式会社たかせんテレコム<br>住 所 ①高松市成合町 891 番地 1<br>②広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号<br>③高松市室新町 2 番 13 号   |
| 大規模小売店舗の名称及び所在地 | 名 称 西村ジョイ・マルナカ高瀬店<br>所在地 三豊市高瀬町新名字天古 984 番地 1<br>外 20 筆   |
| 変更した事項          | (1)大規模小売店舗の名称<br>【変更前】西村ジョイ・マックスバリュ高瀬店<br>【変更後】西村ジョイ・マルナカ高瀬店<br>(2)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名<br>【変更前】<br>①西村ジョイ株式会社<br>高松市成合町 891 番地 1<br>代表取締役 西村 久<br>②マックスバリュ西日本株式会社<br>広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号<br>代表取締役 平尾 健一<br>③株式会社たかせんテレコム<br>高松市室新町 2 番 13 号<br>代表取締役 唐渡 康則<br>【変更後】<br>①西村ジョイ株式会社<br>高松市成合町 891 番地 1<br>代表取締役 西村 久<br>②マックスバリュ西日本株式会社<br>広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号<br>代表取締役 平尾 健一<br>③株式会社たかせんテレコム<br>高松市室新町 2 番 13 号<br>代表取締役 古市 幸三<br>(3)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名<br>【変更前】<br>①西村ジョイ株式会社<br>高松市成合町 891 番地 1<br>代表取締役 西村 久<br>②マックスバリュ西日本株式会社<br>広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号<br>代表取締役 平尾 健一<br>③株式会社たかせんテレコム<br>高松市室新町 2 番 13 号<br>代表取締役 唐渡 康則<br>【変更後】<br>①西村ジョイ株式会社<br>高松市成合町 891 番地 1<br>代表取締役 西村 久<br>②株式会社マルナカ |

|        |  |
|--------|--|
|        | 高松市円座町 1001 番地<br>代表取締役 齋藤 光義<br>③株式会社たかせんテレコム<br>高松市室新町 2 番 13 号<br>代表取締役 古市 幸三 |
| 変更の年月日 | 令和 2 年 9 月 11 日外   |
| 変更する理由 | 設置者の代表者変更、小売業者の入れ替え及び小売業者の代表者変更のため   |

2 届出年月日 令和 2 年 10 月 12 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 三豊市政策部産業政策課

縦覧期間： 令和 2 年 10 月 22 日から令和 3 年 2 月 22 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 3 年 2 月 22 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ